

# SERENO

## 損害保険のご案内

### 特長

#### ● 手ごろな保険料で充実した補償

団体割引の適用により、割安な保険料でご加入いただけます!

#### ● 毎年見直しができ、手続きが簡単

ライフスタイルの変化に応じて、必要な補償が、  
毎年、手軽に見直せます!



セレノ損害保険のご案内	1
団体傷害保険	3
遊遊保険	7
所得補償安心プラン	13
新・団体医療保険	15
加入依頼書記入例	41

#### 「損害保険」加入依頼書について

自動継続ですので、ご加入内容に変更がない場合は提出不要です。  
新規お申込み、変更(解約)の場合にかぎり、ご記入のうえ、ご提出ください。

お知らせ

- 商品改定・割引率変更により、保険料・補償内容が変更となつておりますので、必ずご確認ください。
- 「団体傷害保険」は、型の表記が変更となっておりますので、ご注意ください。
- 「団体傷害保険」「遊遊保険」「新・団体医療保険」は、一部改定となっておりますので内容をご確認ください。

加入依頼書提出期限

各事業所指定の提出締切日



大成建設株式会社

団体傷害保険

遊遊保険

所得補償安心プラン

新・団体医療保険

加入依頼書記入例

# SERENO 損害保険

掲載ページ

3~6  
(19~23)

7~12  
(24~30)

13~14  
(31~34)

15~18  
(35~40)

商品名

## 団体傷害保険

国内外を問わず、日常生活の事故によるケガを補償。  
団体割引25%適用により、保険料が割安でお得です。



## 遊遊保険

外出中の携行品損害や他人から借りたり預かったりしたものの破損や盗難をカバー!  
交通事故によるケガやゴルファーのための補償もあります。



## 所得補償安心プラン

病気・ケガで就業不能となり働けなくなった場合の、収入補償です。  
長期療養による減収をカバーすることができます。  
うつ病等の気分障害等で就業不能となった場合もカバーされます。



## 新・団体医療保険

病気・ケガによる入院・手術はもちろん、  
特定生活習慣病・女性特定疾病等も手厚く補償!  
うつ病等の気分障害等による入院・手術もカバーされます。



(注)()内は重要事項等説明書の掲載ページです。

## このパンフレットの保険に関する連絡先

団体傷害保険／遊遊保険／所得補償安心プラン／新・団体医療保険

### 保険商品・ご契約内容に関するお問い合わせ

[取扱代理店]  
大成有楽不動産株式会社 保険部  
〒104-8330 東京都中央区京橋3-13-1  
**TEL 03-3567-9413**  
[引受保険会社]  
損害保険ジャパン株式会社 企業営業第五部第一課  
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10  
**TEL 03-3231-4262**  
(受付時間) 平日／午前9時から午後5時まで

### 事故が発生した場合

事故が起きた場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店  
または、下記(事故サポートセンター)までご連絡ください。

<事故サポートセンター> **0120-727-110**  
(受付時間) ◆24時間365日

### 指定紛争解決機関について

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 **0570-022-808** <全国共通・通話料有料>

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <https://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>

## 加入対象と年齢条件、ご退職後の継続について

(下の表の「本人」とは、大成建設グループに勤務する役員・従業員をいいます。「被保険者」とは保険の対象となる方をいいます。)

商品名	加入対象者	加入対象者の年齢条件		退職後の継続等について ※55歳以上でのご退職にかぎります。
		本人(ご加入者)	被保険者	
団体傷害保険	ファミリー型	本人	在職期間中 (80歳まで)	本人以外は制限なし 80歳まで
	パーソナル型	本人・配偶者・ 子供・兄弟姉妹・両親 および同居の親族		ご退職者向けの団体傷害保険に 80歳までご継続できます。 (配偶者・子供のみの契約はできません。)
遊遊保険	遊遊保険		在職期間中 (80歳まで)	80歳まで
	所得補償安心プラン	本人	在職期間中(63歳まで) 在職期間中(59歳まで)	ご退職に伴い解約となります。
新・団体医療保険	短期補償	本人	在職期間中(79歳まで)	ご退職者向けの新・団体医療保険 に79歳までご継続できます。
	長期補償	本人・配偶者・ 子供・兄弟姉妹・両親 および同居の親族		※新規申込みは69歳まで

(注)上記記載の年齢条件は保険期間の初日現在の満年齢とします。

申込人(加入対象者)が保険期間中に死亡または55歳未満での退職により、  
団体構成員資格を喪失した場合は、すべての被保険者を含め解約となります。

年金積立ゆとりにご加入されている皆様へご注意いただきたいこと  
(現在は販売しておりません)

### ●保険料払済年齢

被保険者の年齢が満60歳到達後の最初の9月末日までです。  
(ご退職日をもって保険料払済とはなりませんのでご注意ください。)

### ●給付金受取開始と期間

被保険者の年齢が満60歳到達後の最初の10月1日に受け取りが開始し、10年間、受け取ることができます。

### ●年金受取開始後の補償

年金で給付金を受け取る場合、最後の給付金の受領まで、傷害の補償が続きます。

ご契約内容につきましては、ご契約時に発行された「保険証券」もしくは保険会社発行の「ご契約内容のお知らせ」にてご確認ください。  
なお、保険会社各社の「ご契約内容のお知らせ」の発行スケジュールは以下のとおりです。

保険会社	損保ジャパン (旧 安田火災)	あいおいニッセイ同和損保 (旧 大東京火災) (旧 千代田火災)	東京海上日動 (旧 東京海上) (旧 日動火災)
発行スケジュール	3年に1回(7~8月ごろ)発行 ※2021年度に発行済みのため、次回は2024年度の発行となります。	毎年1回(8月ごろ)発行	毎年1回(10月ごろ)発行

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。  
したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したもので、詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡してあります約款等に記載しています。  
必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sonpo-japan.co.jp/>)でご参照ください。(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)  
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 各種保険約款・特約集、保険証券は、保険契約者(大成建設株式会社)に交付されています。

団体傷害保険

遊遊保険

所得補償安心プラン

新・団体医療保険

加入依頼書記入例

2

# 団体傷害保険

(傷害総合保険)

[問い合わせ先]  
取扱代理店 大成有楽不動産株保険部  
引受幹事保険会社 損害保険ジャパン(株)  
企業営業第五部第一課

03-3567-9413  
03-3231-4262

2022年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について補償内容等の改定を行っています。本制度においても2023年7月1日始期のご契約について、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットならびに別紙「改定のご案内」をご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いします。

## この保険の特色 /

1. 団体割引25%、優良割引25%適用により、安く加入いただけます。
2. ほとんどすべての急激かつ偶然な外来の事故による死亡・ケガを日本国内・国外を問わず補償されます。
3. 入院・通院については1日目から保険金支払いの対象となります。
4. **天災危険補償特約セットなら、地震による建物倒壊・地震火災等によるケガも補償されます。**
5. 日常生活で、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、負担する法律上の賠償責任も補償されます。(国内外補償)
6. 個人賠償責任補償で示談交渉サービスをご利用いただけます。(日本国内のみ)

## 補償の内容 / (保険金をお支払いする主な事故)

交通事故	車にはねられた。	車が衝突しケガをした。	自転車で転倒しケガをした。	駅構内で転倒しケガをした。 (駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間)
	クラブ活動中にケガをした。	料理中にヤケドをした。	職場でケガをした。	特定感染症で入院した。 (例)O-157
交通事故以外	自転車で他人にケガをさせた。	飼い犬が他人にケガをさせた。	買い物中、商品を壊した。	漏水で他人に損害を与えた。
	ファミリー型・パーソナル型…ご本人およびご家族(重要事項等説明書に記載の被保険者)の賠償事故が対象になります。			

## お支払いする保険金 / (それぞれ条件と支払日数の制限等がございます。詳しくは5・6ページおよび重要事項等説明書をご参照願います。)

死亡保険金	後遺障害保険金	入院保険金 通院保険金	手術保険金	特定感染症	個人賠償責任保険金
			入院保険金日額の 5・20・40倍	後遺障害・入通院 葬祭費用保険金	

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、19ページの重要事項等説明書に記載されていますので、必ずご参考ください。

## 加入資格および条件 /

### ●ファミリー型傷害保険

大成建設グループの役員・従業員で、かつ職業・職種が職種級別A級に該当する方

### ●パーソナル型傷害保険(記名式)

大成建設グループの役員・従業員である本人、その配偶者、子供、兄弟姉妹、両親および同居の親族で、かつ職業・職種が職種級別A級に該当する方 [職種級別A級に該当しない例] 農林業作業者、漁業作業者、建設作業者、バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者 など

## 保険期間 /

2023年7月1日午後4時から2024年7月1日午後4時まで

## ファミリー型傷害保険 /

次の①～④の方が自動的にこの保険の対象になります。被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損傷の原因となった事故発生におけるものをいいます。

<被保険者(保険の対象となる方)の範囲>

- ①被保険者本人(大成建設グループの役員・従業員)
- ②被保険者本人の配偶者
- ③被保険者本人またはその配偶者の同居の親族
- ④被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚の子

上段は、交通事故によるケガの場合、下段( )内はそれ以外のケガの場合の保険金額

特定感染症による後遺障害・入院・通院保険金額は下段( )内の保険金額

( 保険期間1年、団体割引25%、優良割引25%、職種級別A級、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約、交通傷害危険のみ補償特約セット )

契 約 型		F1+F11型 F1A+F11A型	F2+F22型 F2A+F22A型	F3+F33型 F3A+F33A型	F4+F44型 F4A+F44A型	F5+F55型 F5A+F55A型	
死 亡・後 遺 障 害	本 人	交通事故 (上記以外)	650万円 (250万円)	1,000万円 (300万円)	1,350万円 (500万円)	1,550万円 (550万円)	1,750万円 (650万円)
	配 偶 者	交通事故 (上記以外)	450万円 (200万円)	600万円 (250万円)	750万円 (300万円)	950万円 (350万円)	1,150万円 (450万円)
	そ の 他 親 族	交通事故 (上記以外)	350万円 (150万円)	450万円 (200万円)	550万円 (250万円)	650万円 (300万円)	750万円 (350万円)
	入 院 保 険 金 日 額	本人 配 偶 者 そ の 他 親 族	交通事故 (上記以外)	6,000円 (3,000円)	9,000円 (4,500円)	12,000円 (6,000円)	13,000円 (6,500円)
通 院 保 険 金 日 額	交通事故 (上記以外)		4,000円 (2,000円)	5,000円 (2,500円)	6,000円 (3,000円)	7,000円 (3,500円)	8,000円 (4,000円)
	手術保険金						外来の手術:入院保険金日額の5倍 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 重大手術(入院中・外来問わず):入院保険金日額の40倍
	特 定 感 染 症 による 死 亡 時 の 葬 祭 費 用						葬祭費用の実費(ただし300万円限度)
	個 人 賠 償 責 任 術 償						1事故につき1億円限度
月 額 保 険 料	天 灾 特 約 なし		F1+F11型 3,270円	F2+F22型 4,300円	F3+F33型 5,410円	F4+F44型 6,160円	F5+F55型 7,330円
	天 灾 特 約 あり		F1A+F11A型 3,710円	F2A+F22A型 4,920円	F3A+F33A型 6,190円	F4A+F44A型 7,070円	F5A+F55A型 8,430円

## パーソナル型傷害保険 /

上段は、交通事故によるケガの場合、下段( )内はそれ以外のケガの場合の保険金額

特定感染症による後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金は下段( )内の保険金額

( 保険期間1年、団体割引25%、優良割引25%、職種級別A級、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約、交通傷害危険のみ補償特約セット )

契 約 型		P1+P11型 P1A+P11A型	P2+P22型 P2A+P22A型	P3+P33型 P3A+P33A型	P4+P44型 P4A+P44A型	
死 亡・後 遺 障 害	交通事故 (上記以外)	600万円 (250万円)	1,400万円 (600万円)	2,150万円 (1,100万円)	3,000万円 (1,500万円)	
	通 院 保 険 金 日 額	交通事故 (上記以外)	6,000円 (4,000円)	11,000円 (7,000円)	17,000円 (10,000円)	20,000円 (13,000円)
入 院 保 険 金 日 額	交通事故 (上記以外)	4,000円 (3,000円)	8,000円 (5,000円)	12,000円 (7,000円)	16,000円 (10,000円)	
	手術保険金					外来の手術:入院保険金日額の5倍 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 重大手術(入院中・外来問わず):入院保険金日額の40倍
特 定 感 染 症 による 死 亡 時 の 葬 祭 費 用						葬祭費用の実費(ただし300万円限度)
	個 人 賠 償 責 任 術 償					1事故につき1億円限度
月 額 保 険 料	天 灾 特 約 なし		P1+P11型 1,310円	P2+P22型 2,410円	P3+P33型 3,600円	P4+P44型 4,840円
	天 灾 特 約 あり		P1A+P11A型 1,430円	P2A+P22A型 2,710円	P3A+P33A型 4,040円	P4A+P44A型 5,430円

※天災特約ありとは、天災危険補償特約のことです。

## 団体傷害保険の補償の概要

### 傷害(国内外補償)

保険金をお支払いする主な場合	
<b>傷害総合保険 (交通事故以外の場合)</b>	●日本国内または国外において、急激かつ偶然な事故によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。
<b>傷害総合保険 (交通事故の場合)</b>	<p>●日本国内または国外において、次の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①交通乗用具(電車、自動車(スノーモービルを含みます)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等)(※1)との衝突、接触等の事故</li> <li>②上記交通乗用具に搭乗中(※2)の事故</li> <li>③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故</li> <li>④交通乗用具の火災</li> </ul> <p>(※1) キックボード(原動機を用いるものを含みます)、スケートボード、三輪車(幼児用)、遊園地等の遊戯用の乗り物、ペダルのない二輪遊具等は交通乗用具から除きます。</p> <p>(※2) 搭乗中とは、正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないよう仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間をいいます。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。</p>
<b>共 通</b>	<p>●ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウィルス性食中毒は含みません。</p> <p>●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p>

お支払いする保険金	
<b>死亡保険金</b>	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて <b>180日以内に死亡された場合</b> 、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
<b>後遺障害保険金</b>	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて <b>180日以内に後遺障害が生じた場合</b> 、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
<b>入院保険金</b>	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて <b>180日以内の入院日数</b> に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
<b>手術保険金</b>	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、 <b>入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍</b> の額を乗じた金額をお支払いします。
<b>通院保険金</b>	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて <b>180日以内の通院日数</b> に対し、 <b>90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。</b> (注) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金を支払いません。 ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いできません。

保険金をお支払いできない主な場合	
<b>共 通</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①故意または重大な過失</li> <li>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転</li> <li>④<b>脳疾患、疾病または心神喪失</b> ※④から④で保険金をお支払いしないのは、その被保険者の被った傷害にかぎります。(ファミリー型の場合)</li> <li>⑤妊娠、出産、早産または流産</li> <li>⑥外科的手術その他の医療処置</li> <li>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの</li> <li>⑧<b>頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</b></li> <li>⑨<b>地震、噴火またはこれらによる津波</b> →「天災特約あり」の場合は補償されます。</li> </ul> <p>など</p>
<b>傷害総合保険 (交通事故以外の場合)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</li> <li>②ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</li> <li>③保険期間開始日前にすでに発病していたか、ご加入初年度の場合で保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症</li> </ul> <p>など</p>
<b>傷害総合保険 (交通事故の場合)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故</li> <li>②船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故</li> <li>③グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故</li> <li>④被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中のその作業に直接起因する事故</li> </ul> <p>など</p>
<b>その他の例</b>	●靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ、テニス肘、野球肩などの急激性のない症状は保険の対象となりません。

### 個人賠償

#### 保険金をお支払いする主な場合

日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。

- ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合
- ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合
- ③日本国内で受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合
- ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合

(※1) この特約における被保険者は次のとおりです。

- ア.本人
- イ.本人の配偶者
- ウ.本人またはその配偶者の同居の親族
- エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります)。ただし、本人に関する事由にかぎります。
- カ.イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります)。ただし、その責任無能力者に関する事由にかぎります。

なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生におけるものをいいます。

(※2) 次のものは「受託品」に含まれません。

- ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
  - ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器
  - ・義歯、義肢その他これらに準する物
  - ・動物、植物
  - ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
  - ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカードを除きます)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
  - ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿
  - ・貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品
  - ・クレジットカード、ローンカード、プリベイトカードその他これらに準する物
  - ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品
  - ・山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具
  - ・データやプログラム等の無体物
  - ・漁具
  - ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物
  - ・不動産
- (※3) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

#### 保険金をお支払いできない主な場合

①故意

②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等による損害

③地震、噴火またはこれらによる津波

④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任

⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任

⑦心神喪失に起因する損害賠償責任

⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

⑩環境汚染に起因する損害賠償責任

⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害

⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害

・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使

・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い

・偶然な外來の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故

・置き忘れ(※2)または紛失

・詐欺または横領

・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み

・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取

(※1) 次のア.からウ.までのいずれかに該当するものを除きます。

ア.主たる原動力が人力であるもの

イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカード

ウ.身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

(※2) 保険の対象を置いた状態での事実または置いた場所を忘ることをいいます。

# 遊遊保険

(傷害総合保険とゴルファー保険)

## 【問い合わせ先】

取扱代理店 大成有楽不動産株保険部 03-3567-9413  
引受幹事保険会社 損害保険ジャパン(株) 03-3231-4262  
企業営業第五部第一課

2022年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について傷害総合保険の携行品損害補償の補償内容等の改定を行っています。本制度においても2023年7月1日始期のご契約について、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いします。

## この保険の特色 /

この保険は大成建設(株)を保険契約者とし、大成建設グループの役員・従業員を加入者とする傷害総合保険とゴルファー保険です。

1. 傷害総合保険は団体割引25%、優良割引25%適用により、[安く加入いただけます](#)。
2. 遊遊セットプラン、遊遊プランは外出時における**携行品(身の回り品)**の損害を補償します。
3. 遊遊セットプラン、遊遊プランは交通事故による**急激かつ偶然な外来の事故**による死亡・傷害を補償します。
4. 日本国内・国外を問わず補償されます。  
(ホールインワン・アルバトロス費用については日本国内のみの補償となります。)
5. 遊遊セットプラン、遊遊ゴルフプランは、[ホールインワン・アルバトロス時の出費やプレー中の法律上の損害賠償責任をカバーします](#)。

## 補償の内容 / (保険金をお支払いする主な事故)

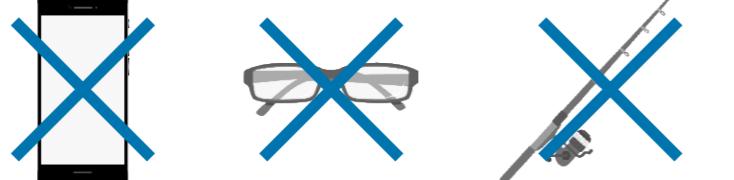
次のような事故に対して保険金をお支払いします。(日本国内外問わず補償されます。ただし、ホールインワン・アルバトロス費用を除きます。)

①携行品の損害		②個人賠償責任保険(受託物の損害を含む)		③遭難時の補償	
遊遊セットプラン・遊遊プランにおいて対象となります					
テニスラケットが折れてしまった。	旅行中、カメラを落として壊した。	通勤中に財布(現金)を盗まれた。	レンタルしたスキー板が折れてしまった。	友人に借りたゴルフクラブが折れてしまった。	遭難し、救助された。
④交通事故					
車にひかれて重傷を負った。	買い物帰りに自転車でころんでケガをした。	駅構内(改札口の内側)の階段で転んでケガをした。	ホールインワン達成を記念してパーティを催した。	ゴルファー中にクラブが折れてしまった。	他人にボールを当ててケガをさせてしまった。
遊遊セットプラン・遊遊プランにおいて対象となります					

## 「携行品損害補償特約」について

次の携行品は「携行品損害補償特約」の補償対象外です。  
※詳細は10ページまたは重要事項説明書の27ページをご確認ください。

- ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器
- ・眼鏡、補聴器
- ・漁具(※2023年7月1日始期のご契約から対象外となります。)



## 加入資格および条件 / \*申込人(加入依頼者)は役員・従業員ご本人となります。

大成建設グループの役員・従業員である本人、その配偶者、子供、兄弟姉妹、両親および同居の親族が加入対象者(被保険者)となります。

## 保険期間

2023年7月1日午後4時から2024年7月1日午後4時まで

## 携行品の損害

## 個人賠償責任保険 (受託物の損害を含む)

## 交通事故

## ゴルフプレー中の事故

遊遊セットプラン Y1+Y11・Y2+Y22・Y3+Y33型

遊遊プラン Y4+Y44・Y5+Y55型

遊遊ゴルフプラン Y6・Y7・Y8型

## 補償の内容と月額保険料 /

傷害総合保険 職種級別A級、交通傷害危険のみ補償特約セット:団体割引25%、優良割引25%  
ゴルファー保険 団体割引25%

加入プラン	遊遊セットプラン			遊遊プラン	
	契約型	Y1+Y11型	Y2+Y22型	Y3+Y33型	Y4+Y44型
携行品損害保険金額 (ゴルフ用品含む・自己負担額:1事故につき3,000円)	100万円	60万円	50万円	80万円	30万円
救援者費用等保険金額	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円
死亡・後遺障害保険金額(交通事故)	1,200万円	700万円	600万円	1,000万円	600万円
死亡・後遺障害保険金額(交通事故以外)	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
入院保険金日額(交通事故)	15,000円	10,500円	7,500円	15,000円	7,500円
手術保険金(交通事故)	入院中に受けた手術:入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術:入院保険金日額の5倍				
通院保険金日額(交通事故)	10,000円	7,000円	5,000円	10,000円	5,000円
ゴルファー賠償責任保険金額	2億円	1億円	5,000万円	補償の対象となりません	
個人賠償責任保険金額 (免責金額0円)(日常生活中) (受託物賠償責任保険金額を含む)	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	100万円	70万円	50万円	補償の対象となりません	
ゴルフ用品保険金額	3,000円	3,000円	3,000円		
月額保険料	2,400円	1,640円	1,260円	1,610円	860円

※事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

※交通傷害危険のみ補償特約は交通事故以外に起因する事故は補償対象となりませんのでご注意ください。

ゴルファー保険	遊遊ゴルフプラン		
	契約型	Y6型	Y7型
ゴルファー賠償責任保険金額(免責金額0円)	2億円	1億円	5,000万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	100万円	70万円	50万円
ゴルフ用品保険金額	50万円	40万円	30万円
月額保険料	1,230円	900円	660円



## 遊遊保険の概要 / 保険金をお支払いする主な場合

この保険は下記の通り保険を組み合わせたものになります。

遊遊セットプラン=「傷害総合保険」+「ゴルファー保険」

遊遊プラン=「傷害総合保険」

遊遊ゴルフプラン=「ゴルファー保険」

傷害総合保険 傷害総合保険普通保険約款に各種特約等をセットしたものです。

ゴルファー保険 ゴルファー保険は賠償責任保険普通保険約款にゴルフト約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約等をセッとしたものです。

傷害総合保険(遊遊セットプラン、遊遊プラン)のみ対象

### 傷害(国内外補償)

保険金をお支払いする主な場合

傷害総合保険 (交通事故以外の場合)	●日本国内または国外において、急激かつ偶然な事故によりケガをされ、死亡、後遺障害が生じた場合等に、保険金をお支払いします。
傷害総合保険 (交通事故の場合)	●日本国内または国外において、次の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。 ①交通乗用具(電車、自動車(スノーモービルを含みます)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等)(*)1との衝突、接触等の事故 ②上記交通乗用具に搭乗中(*)2の事故 ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間ににおける事故 ④交通乗用具の火災 (*1) キックボード(原動機を用いるものを含みます)、スケートボード、三輪車(幼児用)、遊園地等の遊戯用の乗り物、ペダルのない二輪遊具等は交通乗用具から除きます。 (*2) 搭乗中とは、正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないよう仕切られている場所を除きます)に搭乗している間をいいます。 ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。
共 通	●ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

お支払いする保険金

死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。  死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。  後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)
入院保険金 (交通事故のみ)	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。  入院保険金の額=入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)
手術保険金 (交通事故のみ)	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(*)1 ②先進医療に該当する手術(*)2  <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額 × 10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額 × 5(倍)
通院保険金 (交通事故のみ)	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。  通院保険金の額=通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)

保険金をお支払いできない主な場合

共 通	〈共通〉 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外國の武力行使・暴動(テロ行為(*)1を除きます)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(*)2のないもの (*1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (*2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
傷害総合保険 (交通事故以外の場合)	〈交通事故以外の場合〉 ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます)の間の事故
傷害総合保険 (交通事故の場合)	〈交通事故の場合〉 ⑫交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます)の間の事故 ⑬船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑭航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑮グライダー、飛行船、ジャイロフレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑯被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中のその作業に直接起因する事故

### 個人賠償責任(国内外補償)(注)

保険金をお支払いする主な場合

日本国内または国外において、被保険者(\*)1が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。  
なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。  
①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合  
②被保険者(\*)1の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合  
③日本国内で受託した財物(受託品)(\*)2を壊したり盗まれた場合  
④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合  
(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。  
ア.本人  
イ.本人の配偶者  
ウ.本人またはその配偶者の同居の親族  
エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子  
オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります)。ただし、本人に関する事故にかぎります。  
カ.イ.から工、までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。  
なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。  
(※2)次のものは「受託品」に含まれません。  
・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品  
・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器  
・義歯、義肢その他これらに準ずる物  
・動物、植物  
・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品  
・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカードを除きます)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ  
・パイ、ゴーカートおよびこれらの付属品  
・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿  
・貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品  
・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物  
・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに準ずる物  
・山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動を行っている間のその運動等のための用具  
・データやプログラム等の無体物  
・魚具  
・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物  
・不動産  
など  
(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

①故意  
②戦争、外國の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等による損害  
③地震、噴火またはこれらによる津波  
④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任  
⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任  
⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任  
⑦心神喪失に起因する損害賠償責任  
⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任  
⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任  
⑩環境汚染に起因する損害賠償責任  
⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害  
⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害  
・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為  
・差し押え、収用、没収、破壊等、公共団体の公権力の行使  
・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い  
・偶然な外來の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故  
・置き忘れ(※2)または紛失  
・詐欺または横領  
・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み  
・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取  
など  
(※1)次のア.からウ.までのいずれかに該当するものを除きます。  
ア.主たる原動力が人力であるもの  
イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカード  
ウ.身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの  
(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。

### 携行品損害(国内外補償)(注)

保険金をお支払いする主な場合

偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。  
ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。  
(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。  
(※2)「再調達額」とは、損害が生じたじのと同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。  
(注)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。  
(注2)次のものは保険の対象となりません。  
・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品  
・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器  
・動物、植物等の生物  
・自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカードおよびこれらの付属品  
・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品  
・漁具  
・預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます)、手形その他の有価証券(小切手を除きます)およびこれらに類する物  
・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物  
・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに付属品  
など

保険金をお支払いできない主な場合

①故意または重大な過失  
②自殺行為、犯罪行為または闘争行為  
③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転  
④戦争、外國の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの  
⑤地震、噴火またはこれらによる津波  
⑥欠陥  
⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等  
⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等  
⑨偶然な外來の事故に直接起因しない電気的・機械的事故  
⑩置き忘れ(※1)または紛失  
⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます)の切断または打楽器の打皮の破損  
⑫楽器の音色または音質の変化  
(※1)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。

## 救援者費用／ホールインワン・アルバトロス費用

### 保険金をお支払いする主な場合

保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。

- ①被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合
- ③住宅(※2)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合

(※1)次のア、からオ、までの費用がお支払いの対象となります。

ア. 捜索救助費用

遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。

イ. 交通費

救援者(※3)の現地(※4)までの航空機等の1往復分の運賃(救援者2名分を限度とします。)

ウ. 宿泊料

現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊料(救援者2名分、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)

エ. 移送費用

被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。

オ. 諸雑費

救援者の渡航手数料および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします。)

(※2)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。

(※3)「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。

(※4)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。

### 救援者費用 (国内外補償) (注)

日本国内にあるゴルフ場(※1)においてゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。

①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。)

②祝賀会費用(※3)

③ゴルフ場に対する記念植樹費用

④同伴キャディに対する祝儀

⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)

(※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。

(※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)し、基準打数(バー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(バー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。

(※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3ヶ月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。

(注1)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)。

(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

### ホールインワン・ アルバトロス費用 (注)

★ご注意ください!

キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。

①そのゴルフ場の使用者が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合

②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合

③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合

④同伴競技者以外の第三者(※5)が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合

(※4)ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(バー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。

(※5)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

### 保険金をお支払いできない主な場合

①故意または重大な過失

②自殺行為、犯罪行為または闘争行為

③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転

④脳疾患、疾病または心神喪失

⑤妊娠、出産、早産または流産

⑥外科的手術その他の医療処置

⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの

⑧地震、噴火またはこれらによる津波

⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故

⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)、腰痛等で医学的見所のないもの

## ゴルファー保険(遊遊セットプラン、遊遊ゴルフプラン)

### 賠償責任(注)

#### 保険金をお支払いする主な場合

ゴルフの練習、競技または指導(これに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負せたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。

なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。

(注1)法律上の損害賠償責任が生じないものかわらず、相手の方に支払われる賠償金等はお支払いの対象となりません。

(注2)お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。

(注3)記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)についても被保険者となります。

#### 保険金をお支払いできない主な場合

①故意によって生じた賠償責任

②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任

③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変容に起因する賠償責任

④被保険者と世帯と同じくする親族に対する賠償責任

⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任(※)

⑥自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任(※)

⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

(※)ゴルフ場敷地内におけるゴルフカードを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカードの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカードに存在する欠陥、磨滅、腐しょく、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。

### ゴルフ用品(注)

#### 保険金をお支払いする主な場合

ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価(※)を基準に算出した損害の額をお支払いします。

ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。

①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品とともに生じた場合にかぎります。)

②ゴルフクラブの破損または曲損

(※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。

(注)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金をお支払いの対象となりません。

#### 保険金をお支払いできない主な場合

①故意または重大な過失によって生じた損害

②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害

③置き忘れ(※)または紛失によって生じた損害

④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害

⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変容によって生じた損害

⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害

(※)保険の対象を置いた状態でその実態または置いた場所を忘れることがあります。

### ホールインワン・アルバトロス費用(注)

#### 保険金をお支払いする主な場合

日本国内にあるゴルフ場(※1)においてゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。

①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。)

②祝賀会費用(※3)

③ゴルフ場に対する記念植樹費用

④同伴キャディに対する祝儀

⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)

(※1)この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。

(※2)この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(バー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(バー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。

(※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3ヶ月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。

(注1)ホールインワン・アルバトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)。

(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

★ご注意ください!

キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎりお支払いの対象となります。

①そのゴルフ場の使用者が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合

②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しております。

③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合

④同伴競技者以外の第三者(※)が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合

(※)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

#### 保険金をお支払いできない主な場合

①ゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます。)がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス

②ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス</

# 所得補償安心プラン

短期補償(所得補償保険)・長期補償(団体長期障害所得補償保険)

[問い合わせ先]

取扱代理店 大成有楽不動産株保険部 03-3567-9413

引受幹事保険会社 損害保険ジャパン(株) 03-3231-4262

企業営業第五部第一課

## この保険の特色

- 団体割引25%、さらに長期補償には優良割引6%の適用で、**安く加入いただけます。**
- 天災危険(地震・噴火またはこれらによる津波)による就業不能または就業障害もカバーされ、ワイドな補償。
- 「精神障害補償特約」がセットされ、気分障害(躁病・うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害による就業不能または就業障害も補償されます。**  
(注)長期補償の精神障害補償特約のお支払いとなる対象期間は2年を限度とします。  
(注)新たに精神障害補償特約をセパレートした契約の保険期間の開始時より前に発病した精神障害補償特約の保険金の支払事由に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、一部の状況では保険金をお支払いします。詳細は、32ページの重要事項等説明書に記載しておりますのでご確認ください。
- 長期補償なら、**満60歳まで長期にわたり所得を補償**受け取られる保険金には所得税等の課税はありません。
- 長期補償なら、物価指数に連動して**年5%を限度にインフレによる保険金額の目減りをカバー**します。
- 長期補償なら、1年+90日を超える療養後の復職時も、20%を超える所得減収があればその割合に応じ保険金が支払われます。
- 短期補償には**無事故戻し**があります。1年間、保険金をお支払いすべき就業不能がなかった場合、短期補償保険料の20%を返ります。(中途脱退の場合、返り金はありません。)
- ご加入に際しては、告知書による手続きのみで簡単です。  
(告知の内容、過去の傷病歴等により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。**告知事項につきましては、パンフレット18ページをご確認ください。**)

## 住宅ローンをご利用の方ほど、ご検討いただきたい保険です!

短期 補償	最長1年間の補償です。 治療費などの支出増加分の カバーとしても活用できます。	保険金額 支払対象外期間 対象期間	契約型によります。 90日 1年
長期 補償	最長満60歳まで所得を 補償しますので、生活基盤の 安定が計れます。	保険金額 支払対象外期間 対象期間	契約型によります。 455日(1年+90日) 60歳まで (注)55~59歳の方一律3年間 (注)精神障害補償特約のお支払い:2年限度

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、31ページの重要事項等説明書に記載されていますので、必ずご参照ください。

## 短期補償と 長期補償の セット加入なら更に安心

<40歳男性の場合>  
短期補償S2型と  
長期補償L2型の  
同時加入でも  
月々3,807円



## 月額保険料

・保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。

・年齢は、保険期間の初日現在の満年齢とします。

・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

・この保険にご加入いただける方は、短期補償の場合、満20歳以上満63歳以下で有職の方、長期補償の場合、満20歳以上満59歳以下で有職の方にかぎります。また、被保険者(保険の対象となる方)のご職業、年齢により、保険料が異なります。

・団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

・本保険は介護医療保険料控除の対象になります。(2022年11月現在)

## 短期補償 満63歳までご加入できます。

男性・女性共通(天災危険補償特約・精神障害補償特約・支払対象外期間90日・保険期間1年・対象期間1年・団体割引25%適用・職種級別1級)

契約型	S1型	S2型	S3型	S4型	S5型
保険金額	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円
20歳～24歳	140円	280円	420円	560円	700円
25歳～29歳	175円	350円	525円	700円	875円
30歳～34歳	235円	470円	705円	940円	1,175円
35歳～39歳	330円	660円	990円	1,320円	1,650円
40歳～44歳	455円	910円	1,365円	1,820円	2,275円
45歳～49歳	580円	1,160円	1,740円	2,320円	2,900円
50歳～54歳	700円	1,400円	2,100円	2,800円	3,500円
55歳～59歳	755円	1,510円	2,265円	3,020円	3,775円
60歳～63歳	805円	1,610円	2,415円	3,220円	4,025円

## 長期補償 満59歳までご加入できます。

プラス 短期補償および長期補償を同時に加入することもできます。

(天災危険補償特約・精神障害補償特約・支払対象外期間455日・保険期間1年・対象期間60歳まで・団体割引25%・優良割引6%適用)

契約型	L1型	L2型	L3型	L4型	L5型
保険金額	10万円	20万円	30万円	40万円	50万円
20歳～24歳	男性 840円 女性 576円	男性 1,679円 女性 1,153円	男性 2,519円 女性 1,729円	男性 3,358円 女性 2,305円	男性 4,198円 女性 2,882円
25歳～29歳	851円	728円	1,702円	1,456円	2,553円
30歳～34歳	887円	933円	1,774円	1,867円	2,661円
35歳～39歳	1,043円	1,288円	2,085円	2,576円	3,128円
40歳～44歳	1,448円	1,915円	2,897円	3,829円	4,345円
45歳～49歳	1,874円	2,430円	3,749円	4,859円	5,623円
50歳～54歳	2,057円	2,461円	4,114円	4,923円	6,171円
55歳～59歳 <sup>(注)</sup>	2,067円	2,190円	4,135円	4,381円	6,202円
					6,571円
					8,270円
					8,761円
					10,337円
					10,952円

(注)55歳～59歳の方は一律3年間の対象期間となります。また、精神障害補償特約による補償は、対象期間にかかわらず、2年を限度とします。

## 保険金をお支払いする場合

### 短期補償(所得補償保険)

被保険者が保険期間中に日本国内または国外において病気またはケガによって就業不能になった場合、支払対象外期間を超える就業不能期間1か月につき所得補償保険金額をお支払いします。ただし、就業不能が生じた時点における保険金額が、被保険者の平均月間所得額を上回っている場合は、その上回る部分については保険金をお支払いしません。

- 就業不能期間(支払対象外期間を除きます。)が1か月に満たない場合、または1か月未満の端日数が生じた場合は1か月を30日として所得補償保険金額を日割計算します。
- 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。
  - ①被保険者が身体障害を被った時の支払条件により算出された保険金の額
  - ②被保険者が就業不能になった時の支払条件により算出された保険金の額
- 補償の対象となる期間は、支払対象外期間を超える就業不能期間で、かつ対象期間1年を限度とします。
- 保険金のお支払いは初年度加入(または通常支払限度期間に関する特約をセット後)および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。

### 長期補償(団体長期障害所得補償保険)

被保険者(保険の対象となる方)が日本国内または国外において保険期間中に、病気またはケガによって就業障害となつた場合に支払対象外期間を超える就業障害である期間に対して、次の式によって算出した額をお支払いします。

保険金額×所得喪失率(※) (※)所得喪失率=(就業障害発生前の所得額-回復所得額)/就業障害発生前の所得額

仕事に復職しても障害が残り、収入が20%を超えて減少しているような場合は、その割合に応じて保険金をお支払いします。  
(注)保険金額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額が限度になります。

## 保険金をお支払いできない主な場合

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
- 妊娠、出産、早産または流産
- 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転
- 精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能または就業障害
- 「精神障害補償特約あり」のため、気分障害(躁病・うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能または就業障害はお支払いの対象となります。
- 発熱等の他覚症状のない感染(長期補償の場合)

など

## 用語のご説明 / 短期補償・長期補償

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	【短期補償】就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能であるパンフレット等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対する骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。 【長期補償】就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。
就業不能	【短期補償】身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間 (保険金をお支払いる期間)	【短期補償】対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
就業障害	【長期補償】(支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じいかなる業務にも全く従事できないこと。 (対象期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。 なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来的事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突然的に発生することで、ケガの原因としての事故がやがて発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外來」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ、テニス肘、野球肩等は、「急激かつ偶然な外来的事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入額から就業不能または就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。(※)短期補償の場合、骨髄採取手術を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常にについては、医師の診断により初めて発見された時。 (※)短期補償の場合、骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	

# 新・団体医療保険

(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険)

## 【問い合わせ先】

取扱代理店 大成有楽不動産株保険部 03-3567-9413

引受保険会社 損害保険ジャパン(株) 03-3231-4262

企業営業第五部第一課

2022年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について介護一時金の補償内容等の改定を行っています。本制度においても2023年7月1日始期のご契約について、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いします。

## この保険の特色

1. 団体割引25%適用で、安く加入いただけます。
2. 入院を伴わない日帰り手術も手術保険金支払の対象となります。
3. 入院1日目から補償。
4. A型は、特定生活習慣病による入院、B型は女性特定疾患による入院が倍額補償となります。
5. 特定生活習慣病・女性特定疾患の対象手術は、手術保険金も倍額補償となります。
6. 1回の入院の支払限度日数730日で長期補償。  
(疾病入院保険金:初年度加入から継続加入の保険期間を通して1,000日が限度となります。)
7. 「精神障害補償特約」がセットされ、疾病入院保険金・疾病手術保険金に気分障害(躁病・うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等も補償されます。  
(注)新たに精神障害補償特約をセットした契約の保険期間の開始時より前に発病した精神障害補償特約の保険金の支払事由に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、一部の状況では保険金をお支払いします。
8. 従業員ご本人のご契約がなくても、ご家族を被保険者にしたご契約ができます。
9. ご加入に際しては、告知書による手続きのみで簡単です。(告知の内容、過去の傷病歴等により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。告知事項につきましては、パンフレット18ページをご確認ください。)
10. 所定の要介護状態になられた場合、100万円をお支払いします。<介護一時金支払特約>

男性はA型のみ加入することができます。女性はA・Bいずれの型もご加入いただけます!

**A型** 男性・女性とも加入OK!

**B型** 女性のみ加入できます!

## 特定生活習慣病倍額補償プラン(A1型の例)

特定生活習慣病 がん・糖尿病・心疾患・ 高血圧性疾患・脳血管疾患等 で入院した場合	入院保険金 1日 20,000円 ×入院日数 (支払限度日数730日)  疾病入院保険金 + 特定生活習慣病入院保険金  手術保険金 10・40・80万円  手術保険金 + 特定生活習慣病手術保険金  所定の要介護状態となった場合 介護一時金 100万円	特定生活習慣病以外 の病気・ケガ で入院した場合	入院保険金 1日 10,000円 ×入院日数 (支払限度日数730日)  疾病・傷害入院保険金  手術保険金 5・20・40万円  手術保険金 + 女性特定疾病入院保険金  所定の要介護状態となった場合 介護一時金 100万円
--	--	--------------------------------	--

## 女性特定疾病倍額補償プラン(B1型の例)

女性特定疾病 がん・子宮がん・ 子宮筋腫・妊娠の合併症等 で入院した場合	入院保険金 1日 20,000円 ×入院日数 (支払限度日数730日)  疾病入院保険金 + 女性特定疾病入院保険金  手術保険金 10・40・80万円  手術保険金 + 女性特定疾病手術保険金  所定の要介護状態となった場合 介護一時金 100万円	女性特定疾病以外 の病気・ケガ で入院した場合	入院保険金 1日 10,000円 ×入院日数 (支払限度日数730日)  疾病・傷害入院保険金  手術保険金 5・20・40万円  手術保険金 + 女性特定疾病手術保険金  所定の要介護状態となった場合 介護一時金 100万円
---	--	-------------------------------	--

## 具体的なお支払事例

### A1+A11型にご加入の場合

クモ膜下出血で脳動脈瘤クリッピング手術(\*)を受け、120日入院した場合

<お支払金額>

疾病入院保険金 …… 10,000円×120日=120万円

特定生活習慣病入院保険金 …… 10,000円×120日=120万円

疾病手術保険金 …… 10,000円×40倍= 40万円

特定生活習慣病手術保険金 …… 10,000円×40倍= 40万円



合計  
320万円

(\*):重大手術に該当するため、手術保険金の額は入院保険金日額の40倍の額となります。

### B2+B22型にご加入の場合

子宮体がんで子宮全摘手術(\*)を受け、30日入院した場合

<お支払金額>

疾病入院保険金 ..... 5,000円×30日=15万円

女性特定疾病入院保険金 ..... 5,000円×30日=15万円

疾病手術保険金 ..... 5,000円×40倍=20万円

女性特定疾病手術保険金 ..... 5,000円×40倍=20万円



合計  
70万円

(\*):重大手術に該当するため、手術保険金の額は入院保険金日額の40倍の額となります。

## 補償の内容と月額保険料

- ◆保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。
- ◆年齢は、保険期間の初日現在の満年齢とします。
- ◆契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。満70歳以降の保険料については、取扱代理店にお問い合わせください。
- ◆本保険は介護医療保険料控除の対象になります。(2022年11月現在)
- ◆団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

(保険期間1年、団体割引25%、精神障害補償特約、手術保険金倍率変更特約セット)

加入プラン	特定生活習慣病倍額補償プラン			女性特定疾病倍額補償プラン			
	補償の内容		男性・女性とも加入OK		女性のみ加入OK		
傷害入院保険金または疾病入院保険金 ★ケガや病気で入院の場合	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	
	疾病入院保険金+特定生活習慣病入院保険金 ★特定生活習慣病で入院した場合 特定生活習慣病とはがん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患等をいいます。	1日につき 20,000円	1日につき 10,000円	1日につき 6,000円	(疾病入院保険金は補償対象となります。)		
疾病入院保険金+女性特定疾病倍額補償プラン ★女性特定疾病で入院した場合 女性特定疾患とは:乳がん・子宮がん・子宮筋腫・妊娠の合併症等をいいます。	(疾病入院保険金は補償対象となります。)			1日につき 20,000円	1日につき 10,000円	1日につき 6,000円	
	手術保険金			外来的手術:入院保険金日額(※1)の5倍 入院中の手術:入院保険金日額(※1)の20倍 重大手術(入院中・外来問わず):入院保険金日額(※1)の40倍 (※1)傷害または疾病入院保険金日額をいいます。	外来的手術:入院保険金日額(※1)の5倍 入院中の手術:入院保険金日額(※1)の20倍 重大手術(入院中・外来問わず):入院保険金日額(※1)の40倍 (※1)傷害または疾病入院保険金日額をいいます。	外来的手術:入院保険金日額(※3)の5倍 入院中の手術:入院保険金日額(※3)の20倍 重大手術(入院中・外来問わず):入院保険金日額(※3)の40倍 (※3)疾病入院保険金+女性特定疾患入院保険金の日額をいいます。	
特定生活習慣病手術保険金 ★特定生活習慣病で手術した場合	(外来的手術:入院保険金日額(※2)の5倍 入院中の手術:入院保険金日額(※2)の20倍 重大手術(入院中・外来問わず):入院保険金日額(※2)の40倍 (※2)疾病入院保険金+特定生活習慣病入院保険金の日額をいいます。)			(外来的手術:入院保険金日額(※3)の5倍 入院中の手術:入院保険金日額(※3)の20倍 重大手術(入院中・外来問わず):入院保険金日額(※3)の40倍 (※3)疾病入院保険金+女性特定疾患入院保険金の日額をいいます。)			
	女性特定疾病手術保険金 ★女性特定疾患で手術した場合			(外来的手術:入院保険金日額(※3)の5倍 入院中の手術:入院保険金日額(※3)の20倍 重大手術(入院中・外来問わず):入院保険金日額(※3)の40倍 (※3)疾病入院保険金+女性特定疾患入院保険金の日額をいいます。)			
月額保険料 2023年7月1日時点の満年齢	0歳～24歳	1,400円	720円	460円	1,470円	760円	490円
	25歳～29歳	1,770円	910円	560円	2,320円	1,190円	720円
	30歳～34歳	2,070円	1,070円	650円	2,780円	1,420円	860円
	35歳～39歳	2,230円	1,140円	710円	2,870円	1,460円	900円
	40歳～44歳	2,480円	1,270円	790円	3,050円	1,560円	950円
	45歳～49歳	3,200円	1,640円	1,020円	3,510円	1,800円	1,100円
	50歳～54歳	4,250円	2,190円	1,360円	4,240円	2,190円	1,360円
	55歳～59歳	6,180円	3,190円	2,010円	5,690円	2,950円	1,860円
	60歳～64歳	8,520円	4,450円	2,830円	7,610円	4,000円	2,550円
	65歳～69歳	12,390円	6,510円	4,160円	11,090円	5,860円	3,770円
	70歳～74歳	18,560円	9,940円	6,470円	16,390円	8,850円	5,820円
	75歳～79歳	26,150円	14,410円	9,700円	22,690円	12,680円	8,670円

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、35ページの重要事項等説明書に記載されていますので、必ずご参照ください。

## 特定疾病等対象外特約について

告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。「特定疾患等対象外特約」により、特定の疾患群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。

[例] 18ページ疾患・症状一覧表「F群(腰・脊椎の疾患)」の場合、告知書記載の疾患に関わらず、腰・脊椎の疾患はすべて補償の対象外となります。

## 介護一時金のお支払いについて

### 保険金をお支払いする場合

- ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合
- ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態(注)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合  
(注)損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

## 新・団体医療保険のよくあるご質問

**Q1** 現在「新・団体医療保険」に条件付きで加入していますが、条件付きでの加入の原因となった病気が完治して2年が経過します。「補償対象外となる病気(疾病群、疾病名)」を削除することはできないでしょうか?

**A1** ご加入後1年が経過し、また条件付きでご加入の原因となった病気が完治して1年が経過した場合、「補償対象外となる病気(疾病群、疾病名)」を削除できる場合があります。詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

**Q2** 現在、すでにかかっている病気は補償の対象になりますか?

**A2** ご加入時にすでにかかっている病気やケガについては補償の対象とはなりません。また、ご加入の際の健康状態の告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

**Q3** 急な腹痛により、検査入院をしました。

入院保険金の請求はできますか?

**A3** はい、請求できます。

医師の指示による検査入院については、入院保険金のお支払対象となります。病名の診断確定がされていない場合でも、次のような場合はお支払いの対象となります。なお、人間ドック検査等による入院はお支払いの対象となりません。

<お支払いの対象となる例>

- 身体に何らかの症状や異常があり、検査のために入院した。  
(例:胸痛、腹痛、血便など)
- 病名診断や治療内容・方針決定のために医師の指示により入院した。

**Q4** 放射線治療は手術保険金の支払対象になりますか?

**A4** お支払対象になります。放射線治療は次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいいます。

- ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(注)。  
ただし、血液照射を除きます。
- ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

(注)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

**Q5** 女性特定疾病特約って?

**A5** 女性特定疾病特約とは、女性特有の病気など所定の症状になったときに、通常の疾患に対する入院保険金や手術保険金に、一定の上乗せを付加する特約のことです。

女性特定疾病特約をつけていれば、女性特有の疾患で入院や手術をした場合、その他の疾患やケガよりも補償が厚くなります。

■悪性新生物

子宮がん・乳がん・胃がん・直腸がん・肝臓がん・肺がん・骨肉腫・白血病・上皮内がんなど

■特定の良性新生物

子宮筋腫・良性新生物(乳房・子宮・腎・腎孟・尿管・膀胱・甲状腺)など

■女性に多いその他の疾患

鉄欠乏性貧血・慢性リウマチ性心疾患・胆石症・流産・分娩の合併症など

(注)美容整形上の処置、正常分娩等は該当しません。対象となる疾病的詳細につきましては、「新・団体医療保険 普通保険約款および特約」をご確認ください。

\*ここでいう女性特定疾患とは、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、この特約別表に規定するものとします。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。

**Q6** 特定生活習慣病特約って?

**A6** 疾病保険特約において、所定の特定生活習慣病(がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患)にかぎり、保険金を支払うこととする特約です。

特定生活習慣病特約をつけていれば、入院や手術をした場合、その他の疾患やケガよりも補償が厚くなります。

■悪性新生物

子宮がん・乳がん・胃がん・直腸がん・肝臓がん・肺がん・上皮内がんなど

■糖尿病

1型糖尿病・2型糖尿病

■心疾患

急性心筋梗塞・リウマチ性僧帽弁閉鎖不全症・狭心症・急性心膜症

■高血圧性疾患

高血圧性心疾患・高血圧性腎症

■脳血管疾患

くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞・一過性脳虚血

\*ここでいう特定生活習慣病とは、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、この特約別表に規定するものとします。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。

**Q7** 手術保険金はどのようなものが対象になりますか?

**A7** 代表的なものとして下表のような手術があります。

手術名	
ケガ	病気
● 眼球摘出術	● 冠動脈・大動脈バイパス移植術
● 頭蓋内血腫除去術(開頭して行うもの)	● 頭蓋内血腫除去術(開頭して行うもの)
● 脊髄硬膜切開術	● 胃切除術
● 副腎摘出術(副腎部分切除術を含む)	● 子宮筋腫摘出(核出)術
● 骨移植術(軟骨移植術を含む)	● 後発白内障手術
● 分層植皮術	● 甲状腺腫摘出術
● 神経縫合術	● ベースメーカー移植術
● アキレス腱断裂手術	● 婦縮性鼻炎手術
● 骨折観血的手術	● ヘルニア手術
● 肋骨切除術	● 虫垂切除術
● 鼻骨骨折観血手術	● 静脈瘤切除術
	● 帝王切開術
	● 悪性腫瘍手術

保険金倍率は下記のとおりです。

外来診療で受けた手術の場合…入院保険金日額の5倍

入院中に受けた手術の場合…入院保険金日額の20倍

外来・入院中間わず重大手術(\*)に該当する場合…入院保険金日額の40倍

(\*)重大手術に関しては、35ページの重要事項等説明書の「補償の内容<保険金をお支払いする主な場合>」をご確認ください。

(注)手術保険金の対象とならない手術もあります。

同封の重要事項等説明書の「補償の内容<保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合>」をご確認ください。

## 所得補償安心プラン 新・団体医療保険 共通加入資格および条件

●以下の条件を満たす方がご加入いただけます。

### 所得補償安心プラン

■加入資格 大成建設グループの役員・従業員で下記の表の職種級別1級に該当する方

■加入年齢 短期補償は満20歳から満63歳まで、長期補償は満20歳～満59歳までの方(2023年7月1日時点の満年齢です。)

#### 「短期補償」

1級	一般事務、営業職、設計士 など
2級、3級	建設作業者、電気作業者、製造作業者 など

### 新・団体医療保険

■加入資格 大成建設グループの役員・従業員、その配偶者・子供、兄弟姉妹、両親および同居の親族

■加入年齢 2023年7月1日現在、新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)まで

### 所得補償安心プラン/新・団体医療保険共通

■告知日現在から過去2年間に、下表の「疾病・症状一覧表」に記載の疾病・症状で以下の①、②のいずれにも該当しない方

①医師の治療(薬の服用の指示・指導を含みます。)を受けたこと

②医師に疾病を指摘されたこと(経過観察中を含みます。)

※①②のいずれかに該当する方は、以下のとおりとなります。

I欄に該当する方	この保険にはご加入いただけません。
II欄に該当する方	A～I群:該当する疾病群に属するすべての疾病を全保険期間補償対象外としてご加入いただけます。 ※例えば、A群を補償の対象外としてご加入いただく場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾患はすべて補償対象外となります。

### ■疾病・症状一覧表

疾病群	欄	I欄	II欄
A群	胃・腸の疾患	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)	胃・腸・十二指腸のかいよう 腹膜炎 胃・腸のポリープ 腸閉塞 大腸炎
B群	肝臓・胆のう・すい臓の疾患	肝硬変 慢性肝炎 肝肥大 すい炎	急性肝炎 肝のうよう 胆石 胆のう炎
C群	腎臓・泌尿器の疾患	慢性腎炎 ネフローゼ 腎不全 副腎じゅよう	腎盂炎 急性腎炎 腎臓・膀胱・尿路の結石
D群	気管支・肺の疾患	結核 肺線維症 慢性閉塞性肺疾患(COPD)(慢性気管支炎・肺気腫など)	肋膜炎 膽胸 ぜんそく 気管支拡張症 肺炎 肺壊疽 自然気胸
E群	脳血管・循環器関係の疾患	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血) 心臓弁膜症 心筋こうそく 心筋症 狹心症 不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。) 心雜音 動脈硬化症 動脈瘤	高血圧症 静脈瘤
F群	腰・脊椎の疾患	骨のじゅよう性疾患	腰痛症 変形性脊椎症 ギックリ腰 椎間板ヘルニア 骨粗しょう症 後縦靭帯骨化症
H群	眼の疾患		白内障 緑内障 網膜炎 網膜症
I群	ご婦人の疾患		子宮筋腫 子宮内膜症 卵巣のう腫 乳腺症(乳腺線維線腫を含みます。) 不正出血
Z群	その他	糖尿病 紫斑病 結核性疾患(カリエスなど) 脳じゅよう 悪性じゅよう(各種がん・上皮内新生物・肉腫) 白血病 悪性リバ腫 アルツハイマー病 ベーチェット病 こうげん病(全身性エリテマトーデス・強皮症・皮膚筋炎・関節リウマチ・リウマチ熱) 精神および行動の障害(統合失調症・気分(感情)障害(躁うつ病、うつ病など)・恐怖症(パニック)障害・心的外傷後ストレス障害(PTSD)・アルコール依存など)	

## お手続き手順

①加入依頼書にご希望の型をご記入いただき、必ず押印ください。

②大成有楽不動産(株)保険部より「健康状態に関する告知書」をご送付させていただきます。

③質問事項をご記入・ご署名のうえ、ご返送ください。

(注)告知いただいた内容によって、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

### ＜告知の大切さについての説明＞

●告知書はお客様(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

●告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金をお受け取りいただけない場合があります。

※ご加入される保険の「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

# 2023年度版 SERENO損害保険

## 重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報等)

このページ以降は、各保険ごとにご加入に際してご確認いただきたい事項やご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。  
ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。なお、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、パンフレットの該当箇所を併せてご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 団体傷害保険のあらまし(契約概要のご説明)/

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：大成建設株式会社
- 保険期間：2023年7月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2023年4月14日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料はパンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：大成建設株式会社およびグループ会社の役員・従業員
- 被保険者：大成建設株式会社およびグループ会社の役員・従業員またはご家族(配偶者、子供、兄姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。
- 【ファミリー型傷害保険】  
被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者、同居の親族、別居の未婚の子)も保険の対象となります。
- ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- 【パーソナル型傷害保険】  
被保険者本人のみが保険の対象となります。

- お支払方法：2023年7月分給与から毎月控除します。(12回払)
- お手続方法：同封の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、各社のとおりまとめ窓口までご提出ください。既加入者の皆様が、「前年と同等条件のプラン(同封の加入依頼書に打ち出しのプラン)」で継続する場合は、加入依頼書の提出は不要です。  
また「継続加入をしない場合」や、「ご加入プランを変更する等前年と条件を変更して加入する場合」は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。
- ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種別級は、職種別級表をご確認ください。なお、23ページ記載の職種別級表のB級職種に該当する皆様は、本商品に入できません。
- 中途退脱：この保険は、原則として中途でのご加入内容変更、退職以外での退脱はできません。
- 团体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返り金・契約者配当金：この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

### 補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

**【交通事故以外の場合】**  
被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外來の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。  
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含まれません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかかり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払できません。

#### 【急激かつ偶然な外來の事故】について

- 「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的隔離のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外來」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外來の事故」に該当しません。

- 【交通事故の場合】**  
被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。  
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含まれません。
- (注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払できません。
- 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
  - ②交通乗用具に搭乗中(※)の事故
  - ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間ににおける事故
  - ④交通乗用具の火災
  - ⑤交通事故によるケガ
  - ⑥自転車運転中の事故
  - ⑦戦争、外國の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
  - ⑧地震、噴火またはこれによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合)
  - ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	<b>死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額</b>
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	<b>後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)</b>
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金額をお支払いします。	<b>入院保険金の額＝入院保険金額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)</b> (注)「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。
手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかかります。なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。	<b>手術(重大手術(※3)以外)</b> <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金額×5(倍)

(次ページへ続きます。)

### 補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
手術保険金	(前ページから続きます。) <b>重大手術(※3)</b> <b>手術保険金の額＝入院保険金額×40(倍)</b> (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。	(前ページから続きます。) ⑯航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑯ライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑯被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中のその作業に直接起因する事故など
傷害(国内外補償)	(※1)以下的手術は対象なりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要な部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)・腎(じん)・臓(ぞぞれ)・人工臓器を除きます。の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に(※1)の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。	(※1)「通院保険金の額＝通院保険金額×通院日数(事故の発生の日から180日以内(※1)の90日限度)
個人賠償責任(国内外補償)(注)	(※1)入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約をセットしています。 (注)通院されない場合であっても、骨折・脱臼・靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱・肋骨・胸骨・長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等(※2)を常時装着したときはその日数について通院したとのみになります。 (※2)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	(※1)「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約」 特定感染症(※1)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。 また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※1)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症または新型コロナウイルス感染症(※2)をいいます。2022年11月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。 (※2)新型コロナウイルス感染症は、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎります。)であるものにかぎります。
	(※1)日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ.イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2)次のもは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッソクライミング(フリーカラーリミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族にに対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対する負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然的消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然外來の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 (※1)次のア.からカ.までのいずれかに該当するものを除きます。 ア.主たる原動力が人力であるもの イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ.身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されます。  
(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。  
(※2)契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ  
(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

### 用語のご説明

用語	用語の定義
交通工具	電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。 ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html</a> )
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナー（※2）を含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

### 2. ご加入における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行う上で重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項としてすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

### 3. 告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

#### ★被保険者ご本人の職業または職務 ★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、横立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対し支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

\* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことはなりません。

\* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

### 3. ご加入における留意事項（通知義務等）

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることができます。

■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。そのため、上記にかかるらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>

●被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることがあります。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払われる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできることあります。

<他の身体障害または疾病的影響>

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになつたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出してください。

(注)個人賠償責任補償特約をセッとした場合、日本国内において発生した事故について、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メカニカル修理業者等からの原因調査報告書など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検査書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レンタゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金領収書など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写）など ③ホールインワンまたはアルパトロスを達成した場合 ホールインワン・アルパトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担する事が確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社（幹事）	29.6%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	41.5%
東京海上日動火災保険株式会社	28.0%
三井住友海上火災保険株式会社	0.9%

### 9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にご約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返戻金等の9割（注）までが補償されます。

(注) 保険期間が5年を超える場合、主務大臣が定める率より高い予定期率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

### 10. 個人情報の取扱いについて

●保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。  
●損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

### 8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

## ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さま自身に確認していただくためのものです。  
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。  
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返り金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください)。

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

#### 【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

□職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A 級	下記以外
B 級	木・竹・草・つる製品製作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません)、採鉱・採石作業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者

※1.オートエスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獸取扱者(動物園の飼育係を含みます)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。  
※2.プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)の方等についてはお引き受けできません。

### 【ファミリー型傷害保険にご加入になる方のみご確認ください】

□被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

### 3. お客様にとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## 傷害総合保険・ゴルファー保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み: この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約等をセットしたものです。  
ゴルファー保険は賠償責任保険普通保険約款にゴルフ特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約等をセットしたものです。
- 保険契約者: 大成建設株式会社
- 保険期間: 2023年7月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日: 2023年4月14日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:  
引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者: 大成建設株式会社およびグループ会社の役員・従業員本人のみ
- 被保険者: 大成建設株式会社およびグループ会社の役員・従業員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。  
※被保険者本人のみが保険の対象となります。
- お支払方法: 2023年7月分給与から毎月控除します。(12回払)
- お手続き方法: 同封の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、各社おとりまとめ窓口までご提出ください。既加入者の皆様が、前年と同等条件のプラン

(同封の加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続する場合は、加入依頼書の提出は不要です。  
また「継続加入をしない場合」や、「ご加入プランを変更する等前年と条件を変更して加入する場合」は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。  
※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は大成有楽不動産までお問い合わせください。  
●中途脱退: この保険は、原則として中途でのご加入内容変更、退職以外での脱退はできません。  
●団体割引: 過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。  
■満期返り金・契約者配当金: この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

### 補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

傷害総合保険: 遊遊セットプラン、遊遊プランが対象となります。

傷害総合保険(交通事故以外)死亡・後遺障害のみ  
被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。  
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含まれません。(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- 「急激かつ偶然な外来の事故」について  
「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的隔離のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。  
(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

【交通事故の場合】  
被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。  
(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含まれません。

- (注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。  
①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故  
②交通乗用具に搭乗中(※)の事故  
③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間ににおける事故  
④交通乗用具の火災  
(※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

### 傷害総合保険(遊遊セットプラン、遊遊プラン)のみ対象

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 <b>死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額</b>	<共通> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの など
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 <b>後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</b>	⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます)の間の事故 など
入院保険金(交通事故のみ)	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日ににつき入院保険金額をお支払いします。 <b>入院保険金の額=入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)</b>	⑫交通事故以外の場合 ⑪ピックル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑫自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます)の間の事故 など
手術保険金(交通事故のみ)	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場所>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医疗保险制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) <b>&lt;入院中に受けた手術の場所&gt; 手術保険金の額=入院保険金日額 × 10(倍)</b> <b>&lt;外来で受けた手術の場所&gt; 手術保険金の額=入院保険金日額 × 5(倍)</b>	⑬船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑭航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑮グラライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑯被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中のその作業に直接起因する事故 など
通院保険金(交通事故のみ)	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日ににつき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 <b>通院保険金の額=通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</b>	⑰(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連携するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

## 補償の内容〈保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〉(続き)

## 傷害総合保険(遊遊セツプラン、遊遊プラン)対象

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任(国内外補償)(注)	<p>日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>③日本国内で受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合</p> <p>④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合</p> <p>(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <p>ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります)。ただし、本人に関する事故にかぎります。</p> <p>カ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。</p> <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となつた事故発生時ににおけるものをいいます。</p> <p>(※2)次のものは「受託品」に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</li> <li>・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器</li> <li>・義歎、義肢その他これらに準ずる物</li> <li>・動物、植物</li> <li>・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品</li> <li>・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカードを除きます)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品</li> <li>・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿</li> <li>・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品</li> <li>・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物</li> <li>・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品</li> <li>・山岳登攀はん、ロックリング(フリーカーリングを含みます)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具</li> <li>・データやプログラム等の無体物</li> <li>・漁具</li> <li>・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物</li> <li>・不動産</li> </ul> <p>(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害  <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</li> <li>・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</li> <li>・偶然な外來の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故</li> <li>・置き忘れ(※2)または紛失</li> <li>・詳欵または横領</li> <li>・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み</li> <li>・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取</li> </ul> <p>など</p> <p>(※1)次のア.からウ.までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア.主たる原動力が人力であるもの イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカード ウ.身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。</p> </p>
携行品損害(国内外補償)(注)	<p>偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。</p> <p>(※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。</p> <p>(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。</p> <p>(注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。</p> <p>(注2)次のものは保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</li> <li>・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器</li> <li>・動物、植物等の生物</li> <li>・自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカードおよびこれらの付属品</li> <li>・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品</li> <li>・漁具</li> <li>・預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます)、手形その他の有価証券(小切手を除きます)およびこれらに類する物</li> <li>・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物</li> <li>・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品</li> </ul> <p>など</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外來の事故に直接起因しない電気的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※2)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化</p> <p>など</p> <p>(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。</p>

## 補償の内容〈保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〉(続き)

## 傷害総合保険(遊遊セツプラン、遊遊プラン)対象

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
救援者費用(国内外補償)(注)	<p>保険期間中に以下①から③までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用(※1)に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。</p> <p>①被保険者が搭乗している航空機・船が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外來の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合 ③住宅(※2)外において被った急激かつ偶然な外來の事故によるケガを原因として、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合</p> <p>(※1)次のア.からオ.までの費用がお支払いの対象となります。</p> <p>ア. 捜索救助費用 遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。 イ. 交通費 救援者(※3)の現地(※4)までの航空機等の1往復分の運賃(救援者2名分を限度とします)。 ウ. 宿泊料 現地および現地までの行程における救援者のホテル等の宿泊料(救援者2名分、かつ救援者1名につき14日分を限度とします)。 エ. 移送費用 被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または現地から病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から差し引きます。 オ. 諸雑費 救援者の渡航手数費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(国外20万円、国内3万円を限度とします)。 (※2)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅をいい、その敷地を含みます。 (※3)「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます)をいいます。 (※4)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピックル等の登山用具を使用する山岳登攀はん、ロッククライミング(フリーカーリミングを含みます)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー等危険な運動を行っている間の事故 ⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p> <p>など</p>
費用の補償	<p>日本国内にあるゴルフ場(※1)においてゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度と保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます) ②祝賀会費用(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします) (※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません)し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行つ時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。</p> <p>(注1)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行つ方はお引受けの対象外となります)。</p> <p>(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください! キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。</p> <p>①そのゴルフ場の使用者が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)が提出できる場合 ④同伴競技以外の第三者(※5)が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※4)ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。 (※5)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p>①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など</p>

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することができます。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## 補償の内容〈保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〉(続き)

ゴルファー保険：遊遊セットプラン、遊遊ゴルフプランが対象となります。

### ゴルファー保険

ゴルファー保険は、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、他人に対する賠償責任のほか、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償する保険です。

(注1) ゴルファー保険では、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、バーチゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。

(注2) 保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

### ゴルファー保険(遊遊セットプラン、遊遊ゴルフプラン)のみ対象

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 (注)	<p>ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負せたり、他の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(注1) 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となります。</p> <p>(注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。</p> <p>(注3) 記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかかり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかかります。)についても被保険者となります。</p>	<p>①故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯と同じくする親族に対する賠償責任 ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任(※) ⑥自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任(※) ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任など</p> <p>(※) ゴルフ場敷地内におけるゴルフカードを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカードの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカードに存在する欠陥、磨滅、腐食、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>
ゴルフ用品 (注)	<p>ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価(※)を基準に算出した損害の額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。</p> <p>①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と一緒に生じた場合にかかります。) ②ゴルフクラブの破損または曲損 (※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経年による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。</p> <p>(注) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となります。</p>	<p>①故意または重大な過失によって生じた損害 ②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害 ③置き忘れ(※)または紛失によって生じた損害 ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害 ⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害など</p> <p>(※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。</p>
費用の補償  ホールインワン・アルバトロス費用 (注)	<p>日本国内にあるゴルフ場(※1)においてゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1) この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものといたします。</p> <p>(※2) この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。</p> <p>(※3) 「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行つ時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行つた日から1年内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。</p> <p>(注1) ホールインワン・アルバトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。) (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p><b>★ご注意ください!</b> キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となります。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかかりお支払いの対象となります。</p> <p>①そのゴルフ場の使用者人が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかかります。)が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者(※)が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<p>①ゴルフ場の経営者または使用者(臨時雇いを含みます。)がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロスなど</p> <p>(※) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険、ゴルファー保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p> <p>●口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。</p> <p>●告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。</p> <p>●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。</p> <p>3.ご加入における留意事項</p> <p>【遊遊セッタープラン・遊遊プランの場合】</p> <p>●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。</p> <p>●変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。</p> <p>●遊遊セッタープラン・遊遊プランでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外とされています。このため、上記にかかるはず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(リフラーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業</p>

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。(※2)。

(※1) 賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

### 用語のご説明

用語	用語の定義
交通乗用具	電車、自動車(スマートモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryoku/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
目撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。 アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(バー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかかり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

### ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

#### 1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

#### 2.ご加入における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いないか十分ご確認ください。

●加入依頼書等に記載いたしました内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行なう上で重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただけます。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に關する事項を含みます。

◀告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務(遊遊セッタープラン・遊遊プランの場合)

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険、ゴルファー保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことはなりません。

●告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

#### 3.ご加入における留意事項

##### 【遊遊セッタープラン・遊遊プランの場合】

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

●変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●遊遊セッタープラン・遊遊プランでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外とされています。このため、上記にかかるはず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(リフラーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

#### 【共通】

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

(注) ホールインワン・アルバトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行なうこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>  
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかかります)を解除することができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

### 【ゴルファー保険】

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いきりません。
- （注）この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
- ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出ただく必要があります。

必要となる書類		必要書類の例
① 保険請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など	
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メカニカル修理工業者等からの原因調査報告書など	
③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検査書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故、ゴルフ用品等に関する事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写）など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書など	
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書など	
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など	
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書など	
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など	

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることができます。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

●ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

#### 1. 証明書

同伴競技者1名（※1）、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名（※2）およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書

#### 2. 費用支払を証明する書類

#### 3. アテスト済のスコアカード（写）

その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。（※1）ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。

（※2）ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただかなければなりません。④を提出いただくことが必要です。

①被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員（※3）

②被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員

③同伴競技者以外の第三者（※4）が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者

④ビデオ映像（ビデオ撮影の日時、場所、ゴルファーの個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール（球孔）に入るまで連続した映像のものにかぎります。）

（※3）そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。

（※4）例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に出入りする造園業者、飲食料販売業者、工事業者をいいます。

#### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

#### 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払ご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払ご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客様に安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。  
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。  
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約

- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

□被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。

□被保険者の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

□以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】  
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【遊遊セップラン・遊遊ゴルフプランにご加入になる場合のみご確認ください】  
□「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】  
ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

【遊遊セップラン・遊遊ゴルフプランにご加入になる方のみご確認ください】  
□職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A 級	下記以外
B 級	木・竹・草・つる製品製作業者、漁業作業者、建設作業者（高所作業の有無を問いません。）、採掘、採石作業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業者

※1.オートスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獸取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手等は上表の分類と保険料が異なります。

※2.プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（フレリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

### 3. 客様にとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

●ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

#### 1. 証明書

同伴競技者1名（※1）、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名（※2）およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書

#### 2. 費用支払を証明する書類

#### 3. アテスト済のスコアカード（写）

その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。（※1）ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。

（※2）ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただかなければなりません。④を提出いただくことが必要です。

①被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員（※3）

②被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員

③同伴競技者以外の第三者（※4）が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者

④ビデオ映像（ビデオ撮影の日時、場所、ゴルファーの個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール（球孔）に入るまで連続した映像のものにかぎります。）

（※3）そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。

（※4）例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に出入りする造園業者、飲食料販売業者、工事業者をいいます。

#### 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

#### 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払ご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払ご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### 8. 2. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っておりまます。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社（幹事）	29.6%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	41.5%
東京海上日動火災保険株式会社	28.0%
三井住友海上火災保険株式会社	0.9%

## 所得補償安心プラン / 短期補償(所得補償保険)・長期補償(団体長期障害所得補償保険)のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み	【短期補償】この商品は所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。 【長期補償】この商品は団体長期障害所得補償保険約款に各種特約をセットしたものです。
■保険契約者	大成建設株式会社
■保険期間	2023年7月1日午後4時から1年間となります。
■申込締切日	2023年4月14日(金)
■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等	引受条件(保険金額等)、保険料はパンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●加入対象者	大成建設株式会社およびグループ会社の役員・従業員本人のみ
●被保険者	「短期補償」:新規加入・継続加入問わず、満20歳以上満63歳以下で有職の方が対象となります。 「長期補償」:新規加入・継続加入問わず、満20歳以上満59歳以下で有職の方が対象となります。
●お支払方法	2023年7月分給与から毎月控除します。(12回)
●お手続方法	同封の加入依頼書・告知書に必要事項をご記入のうえ、各社おどりまとめ窓口までご提出ください。既加入者の皆様が、前年と同等条件のプラン(同封の加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続する場合は、加入依頼書の提出は不要です。 また「継続加入をしない場合」や、「ご加入プランを変更する等前年

## 補償の内容〈保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〉

### 【短期補償:所得補償保険】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	<p>次の計算式によって算出した金額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>お支払いする保険金の額 = 保険金額(月額) × 就業不能期間(保険金をお支払いする期間) × (※2)の月数 × (※3)</b> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>就業不能期間(保険金をお支払いする期間) × (※2) = 就業ができない期間 - 支払対象外期間</b> </div> <p>(※1)パンフレット等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。</p> <p>(※2)加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。</p> <p>(※3)就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月末満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。</p> <p>(注1)対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>(注2)原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。</p> <p>(注3)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となつた場合を除きます。</p> <p>①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>(注4)支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能となつた場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なつた就業不能とみなします。新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5)通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。</p> <p>なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。</p> <p>(※)本特約をセッテした契約への初めての加入をいいます。</p> <p>(注6)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間ではなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払します。</p>	<p>●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑨妊娠または出産を原因とした就業不能 ⑩精神障害補償特約がセッテされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません)。 ●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑪精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑫妊娠または出産を原因とした就業不能 ⑬精神障害補償特約がセッテされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません)。 ●他の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑭故意または重大な過失 ⑮自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ⑯麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ⑰妊娠、出産、早産または流産 ⑱戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの ⑲頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑳自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ㉑精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ㉒妊娠または出産を原因とした就業不能 ㉓精神障害補償特約がセッテされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません)。 ㉔他の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ㉖故意または重大な過失 ㉗自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ㉘麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ㉙妊娠、出産、早産または流産 ㉚戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの ㉛頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ㉜自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ㉝精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ㉞妊娠または出産を原因とした就業不能 ㉟精神障害補償特約がセッテされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません)。 ㉟他の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ㉟故意または重大な過失 ㉟自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ㉟麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ㉟妊娠、出産、早産または流産 ㉟戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの ㉟頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ㉟自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ㉟精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ㉟妊娠または出産を原因とした就業不能 ㉟精神障害補償特約がセッテされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません)。 ㉟他の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ㉟故意または重大な過失 ㉟自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ㉟麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ㉟妊娠、出産、早産または流産 ㉟戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの ㉟頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ㉟自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ㉟精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ㉟妊娠または出産を原因とした就業不能 ㉟精神障害補償特約がセッテされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません)。 ㉟他の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ㉟故意または重大な過失 ㉟自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ㉟麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ㉟妊娠、出産、早産または流産 ㉟戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの ㉟頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ㉟自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ㉟精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ㉟妊娠または出産を原因とした就業不能 ㉟精神障害補償特約がセッテされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません)。 ㉟他の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ㉟故意または重大な過失 ㉟自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ㉟麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ㉟妊娠、出産、早産または流産 ㉟戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの ㉟頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ㉟自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ㉟精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ㉟妊娠または出産を原因とした就業不能 ㉟精神障害補償特約がセッテされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません)。 ㉟他の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ㉟故意または重大な過失 ㉟自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ㉟麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ㉟妊娠、出産、早産または流産 ㉟戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの ㉟頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ㉟自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ㉟精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ㉟妊娠または出産を原因とした就業不能 ㉟精神障害補償特約がセッテされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません)。 ㉟他の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ㉟故意または重大な過失 ㉟自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ㉟麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ㉟妊娠、出産、早産または流産 ㉟戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの ㉟頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ㉟自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ㉟精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ㉟妊娠または出産を原因とした就業不能 ㉟精神障害補償特約がセッテされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません)。 ㉟他の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ㉟故意または重大な過失 ㉟自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ㉟麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ㉟妊娠、出産、早産または流産 ㉟戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの ㉟頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ㉟自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ㉟精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ㉟妊娠または出産を原因とした就業不能 ㉟精神障害補償特約がセッテされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません)。 ㉟他の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ㉟故意または重大な過失 ㉟自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ㉟麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ㉟妊娠、出産、早産または流産 ㉟戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの ㉟頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ㉟自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ㉟精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ㉟妊娠または出産を原因とした就業不能 ㉟精神障害補償特約がセッテされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません)。 ㉟他の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ㉟故意または重大な過失 ㉟自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ㉟麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ㉟妊娠、出産、早産または流産 ㉟戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの ㉟頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ㉟自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ㉟精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ㉟妊娠または出産を原因とした就業不能 ㉟精神障害補償特約がセッテされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません)。 ㉟他の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ㉟故意または重大な過失 ㉟自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ㉟麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ㉟妊娠、出産、早産または流産 ㉟戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの ㉟頸(けい)部症候群(いわゆる「むちむち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ㉟自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ㉟精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ㉟妊娠または出産を原因とした就業不能 ㉟精神障害補償特約が</p>

## 用語のご説明

用語のご説明につきましては、パンフレット14ページに記載しておりますので、ご確認ください。

### ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

#### 1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

#### 2. ご加入における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書に記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者は被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
- （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方（被保険者）がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

\*告知事項について、事実を記入されなかった場合は事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

\*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴・現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過しても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

（※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

●ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

●ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。

①特別な条件を付けてご加入いただけます。

②特別な条件付きでご加入いただけます（「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き（「特定疾病等対象外の条件」をセット）」を除く）。

③今回ご加入いただけません。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することができます。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴・現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけではなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかつたとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能（保険金の支払事由）または就業障害（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に就業不能（保険金の支払事由）または就業障害（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業不能（保険金の支払事由）または就業障害（保険金の支払事由）についてはお支払いの対象となる場合があります。

（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病的発症の時をいいます。また、先天性異常にについては、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能または就業障害状況報告書、事故証明書など
③	身体障害の内容、就業不能または就業障害の状況および程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死診証書（写）、死体検査書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書、公的給付控除対象となる額を証明する書類など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

（注1）就業不能期間または就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、契約時に提出した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、額が削減されることあります。

（注2）身体障害の内容ならびに就業不能または就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

#### 3. ご加入における留意事項（通知義務等）

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（職業または職務をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることができます。
- 変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していくことがあります。詳しい内容につままでては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 会社から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
  - ①他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合
  - ②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
  - ③加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
  - ④他の保険契約等がある場合

#### 4. 設定期間

保険責任は保険期間初日の2023年7月1日午後4時に始まります。

#### 5. 事故が起きた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合（就業不能または就業障害が発生した場合等）は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日（就業不能期間または就業障害期間が開始した日等）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 重大事由による解除等
- 保険金を支払われる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

#### 6. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2023年7月1日午後4時に始まります。

#### 5. 事故が起きた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合（就業不能または就業障害が発生した場合等）は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日（就業不能期間または就業障害期間が開始した日等）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金の請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。
- 後記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするため必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通してお支払いまでの期間を延長することができます。詳しい内容につままでては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師（被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師）の治療を受けている必要があります。

#### 【所得補償保険】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通常して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることができます。

#### 【団体長期障害所得補償保険】

- 保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することができます。
- 保険金をお支払いできない主な場合
- パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。
- 7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいちまだ過ぎていない期間）の保険料を返却する場合があります。[短期補償：所得補償保険のみ] 中途脱退（解約）の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いできません。

### ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さま自身に確認していただくためのものです。  
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。  
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

#### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

#### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。  
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。  
□被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。  
□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。  
□以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】  
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。  
補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

#### 3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

## 新・団体医療保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険契約に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約等をセットしたものです。
- 保険契約者：大成建設株式会社
- 保険期間：2023年7月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2023年4月14日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等
- 加入対象者：大成建設株式会社およびグループの役員、従業員
- 被保険者：大成建設株式会社およびグループの役員・従業員またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者として加入いただけます。(満69歳までの方が対象となります。)
- 加入年齢：2023年7月1日現在、新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合には満79歳)まで
- お支払方法：2023年7月分給与から毎月控除となります。(12回払)
- お手続方法：同封の加入依頼書、告知書に必要事項をご記入のうえ、各社おとりまとめ窓口までご提出ください。

### 補償の内容〈保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〉

①被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします(疾病保険特約)。

②被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外來の事故(以下「事故」といいます。)によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします(傷害保険特約)。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 傷害入院 保険金	保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。  傷害入院保険金の額=傷害入院保険金日額 × 入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリーカラーミングを含みます)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます)の間の事故など  (※1)以下の手術は対象としません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます) ⑤脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(1997年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 (2)骨髄幹細胞採取手術(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。 (※2)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。
傷害 傷害手術 保険金	保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいすれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2)  手術(重大手術(※3)以外) <外来で受けた手術の場合>傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×5(倍) <入院中に受けた手術の場合>傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×20(倍)	①故意または重大な過失 ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます) ⑤脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(1997年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 (2)骨髄幹細胞採取手術(※1)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※2)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。なお、提供者と受容者が同一となる自家移植の場合は、保険金をお支払いしません。 (※2)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。
疾病 疾病入院 保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。  疾病入院保険金の額=疾病入院保険金日額 × 入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※3)のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害など  (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いすれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となつた疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾 病 疾病手術 保険金	以下の場合(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、かつその疾病的治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※3)のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害など  (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
特定 生活習慣病 入院保険金	以下の場合(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき特定生活習慣病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。  特定生活習慣病入院保険金の額=特定生活習慣病入院保険金日額 × 入院した日数	保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき特定生活習慣病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。
特定 生活習慣病 のみ補償 特約 特定 生活習慣病 手術保険金	以下の場合(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に所定の特定生活習慣病(がん、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患)を被り、その特定生活習慣病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、特定生活習慣病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※3)のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害など  (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

## 補償の内容〈保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合〉(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
特定生活習慣病のみ補償特約	<p>(前ページの続きです。)</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①開頭手術(穿頭術を含みます。)</li> <li>②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)</li> <li>③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術</li> <li>④四肢切断術(手指・足指を除きます。)</li> <li>⑤脊髄(せきずい)腫摘出術</li> <li>⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(1997年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</li> </ul> <p>特定生活習慣病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、特定生活習慣病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</li> <li>(2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、特定生活習慣病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</li> <li>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</li> <li>(※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</li> </ol> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>③自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑥傷害</p> <p>⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。</p> <p>⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※3)のないもの</p> <p>⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害</p> <p>など</p> <p>(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。</p> <p>(※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
特定生活習慣病手術保険金	<p>保険期間中に所定の女性特定疾病(乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等)を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき730日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき女性特定疾病入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通常して1,000日が限度となります。</p> <p><b>女性特定疾病入院保険金の額=女性特定疾病入院保険金日額×入院した日数</b></p>	
女性特定疾病のみ補償特約	<p>保険期間中に所定の女性特定疾病(乳がん、子宮がん、子宮筋腫、妊娠の合併症等)を被り、その女性特定疾病的治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、女性特定疾病手術保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</li> <li>②先進医療に該当する手術(※2)</li> <li>③放射線治療に該当する診療行為</li> </ul> <p><b>手術(重大手術(※3)以外)</b>  <b>&lt;外来で受けた手術の場合&gt;</b>  <b>女性特定疾病手術保険金の額=女性特定疾病入院保険金日額×5(倍)</b>  <b>&lt;入院中に受けた手術の場合&gt;</b>  <b>女性特定疾病手術保険金の額=女性特定疾病入院保険金日額×20(倍)</b></p> <p><b>重大手術(※3)</b>  <b>女性特定疾病手術保険金の額=女性特定疾病入院保険金日額×40(倍)</b>  <b>(注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</b></p> <p>(※1) 以下の手術は対象なりません。      創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術・鼻焼灼術、美容整形上の手術、女性特定疾病を直接の原因としない不妊手術・診断・検査のための手術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等)など</p> <p>(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p> <p>(※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①開頭手術(穿頭術を含みます。)</li> <li>②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)</li> <li>③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術</li> <li>④四肢切断術(手指・足指を除きます。)</li> <li>⑤脊髄(せきずい)腫摘出術</li> <li>⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(1997年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。</li> </ul> <p>女性特定疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、女性特定疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</li> <li>(2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、女性特定疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</li> <li>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</li> <li>(※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</li> </ol> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p>	(次ページへ続きます。)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
女性特定疾病のみ補償特約	(前ページの続きです。)	(前ページと同様です。)
女性特定疾病手術保険金	<p>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p> <p>(5) 乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、女性特定疾病手術保険金をお支払いします(疾病手術保険金はお支払いしません)。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用</p> <p>⑥先天性異常</p> <p>⑦地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの</p>

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となつた疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

## その他ご注意いただきたいこと

### ●特定疾病等対象外特約について

告知書で告知していただきたい内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。

※例えば、F群「腰・脊椎の疾患」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾患はすべて補償の対象外となります。

●「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

●ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。

ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。

### (削除できない場合の例)

○補償対象外とする疾病群が複数の場合

○告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾患)が補償対象外となっている場合

○現契約の満期日において、被保険者の年齢が満70歳以上の場合など

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

## 用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来的事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間の間隔のないことを意味します。 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しうやけ等は、「急激かつ偶然な外来的事故」に該当しません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/sei/sensinryo/kikan.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/sei/sensinryo/kikan.html</a> )
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。 ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳しくは損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
乳房再建術(がん)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(※)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含まれません。 (※)皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含まれません。

## ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

- 1. クーリングオフ**  
この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
- 2. ご加入における注意事項（告知義務等）**
  - ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
  - 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行なう上で重要な事項となります。
  - ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
  - （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項によって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方（被保険者）がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾患・症状名と一致しなくても、医学的にその疾患・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

\*口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

\*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

\*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していく中、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

（※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合  
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。

①特別な条件を付けてご加入いただけます。

②特別な条件付きでご加入いただけます（「特定の疾病群について補償対象外と

する条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）」でご加入いただけます。）。

- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することができます。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかつたとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできなことがあります。

●ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。

ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

（注）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただく場合は、上記に關わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセッティングの日をいいます。

（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病的発病の時をいいます。また、先天性異常にについては、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

### 3. ご加入後における留意事項

- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払われる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病的影響>

●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

●保険責任は保険期間初日の2023年7月1日午後4時に始まります。

### 5. 事故が起きた場合の取扱い

●保険金支払事由が該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日（疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、下記に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書など
③ 傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントケン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など
④ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑤ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

（注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】  
●初年度加入および継続加入の保険期間を通常して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることができます。

6. 保険金をお支払いできない主な場合  
本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいままだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

### 8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

### 9. 個人情報の取扱いについて

●保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。  
●損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（国外にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

●申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

## ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。  
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。  
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当がないこと

### 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。  
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。  
□被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。  
□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

### 3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

# 加入依頼書記入例

提出が必要な場合と不要な場合がありますので、以下をご確認ください。

提出にあたっては、記入漏れのないようにご注意ください。

## 提出が必要な場合

- ◆いずれかの保険に新規に(初めて)申込みをする
- ◆現在の契約内容欄に打ち出しされている契約型に追加して申込みする
- ◆現在の契約内容欄に打ち出しされている契約型の一部を変更して申込みする(一部の解約を含む)
- ◆改姓改名により氏名が変更となっている ※印字されている部分を2本線で抹消し、訂正してください。
- ◆現在の契約内容欄に打ち出しされている契約を解約する

## 提出が不要な場合

- ◆すでにご加入いただいている方で前年と同じ契約型でご継続する
- ◆これまでご加入がなく今年度も加入希望がない

## 団体傷害保険

P.42右下の★職種★欄の記入方法についてをご参照のうえ、ファミリー型の場合は申込者本人、パーソナル型の場合は被保険者の職種をご記入ください。

### ●団体傷害保険

現在の契約内容	
契約型	被保険者
ファミリー型	被保険者
バーンナル型	申込本人とその家族
P2A+P22A型	タイセイ タロウ
P1A+P11A型	タイセイ ハナコ
P1+P11型	タイセイ イチロウ
型	
型	
型	
型	

① ~現在未加入の方~  
右の記入欄に記載のとおり新規に加入します。

② ~現在ご加入のある方~  
現在の契約内容を変更(追加申込み)し、右の記入欄に記載のとおり申込みします(継続分すべて記入してください)。

③ 現在の契約内容をすべて解約(脱退)します。

申込人署名  
または  
申込印  
**大成 太郎**

パンフレットの記入例を必ずご参照ください				
契約型	被保険者(カタカナ記入)	★ 職種 ★	性別	生年月日
ファミリー型	申込本人とその家族		男・女	西暦 年 月 日生
バーンナル型				
P2A+P22A型	タイセイ タロウ	建設業事務	○ 女	西暦 40年 4月 15日生
P1A+P11A型	タイセイ ハナコ	主婦	○ 女	西暦 44年 1月 1日生
P2A+P22A型	タイセイ イチロウ	教員	○ 女	西暦 5年 1月 3日生
P2+P22型	タイセイ ジロウ	○ 女	西暦 13年 2月 12日生	
型				
型				
型				
型				

パンフレットの記入例を必ずご参照ください

現在の契約内容を変更する(追加申込みを含む)  
場合には、記入欄に変更後の内容をすべてご記入ください。  
※ご記入のないものは、保険満期日をもって終了となります。

## 遊遊保険

### ●遊遊保険

現在の契約内容	
契約型	被保険者
Y1+Y11型	タイセイ タロウ
Y4+Y44型	タイセイ ハナコ
Y7型	タイセイ イチロウ
型	
型	
型	
型	

① ~現在未加入の方~  
右の記入欄に記載のとおり新規に加入します。

② ~現在ご加入のある方~  
現在の契約内容を変更(追加申込み)し、右の記入欄に記載のとおり申込みます(継続分すべて記入してください)。

③ 現在の契約内容をすべて解約(脱退)します。

申込人署名  
または  
申込印  
**大成 太郎**

パンフレットの記入例を必ずご参照ください				
契約型	被保険者(カタカナ記入)	★ 職種 ★	性別	生年月日
Y1+Y11型	タイセイ タロウ	建設業事務	○ 女	西暦 40年 4月 15日生
Y5+Y55型	タイセイ ハナコ	主婦	○ 女	西暦 44年 1月 1日生
Y8型	タイセイ イチロウ	○ 女	西暦 5年 1月 3日生	
型				
型				
型				
型				

パンフレットの記入例を必ずご参照ください

現在の契約内容を変更する(追加申込みを含む)  
場合には、記入欄に変更後の内容をすべてご記入ください。  
※ご記入のないものは、保険満期日をもって終了となります。

## 変更のある場合

- ◆現在の契約内容を変更する(追加申込みを含む)場合には、記入欄に変更後の内容をすべてご記入ください。
- ◆ご記入のないものは、保険満期日をもって終了となります。

## 所得補償安心プラン

### ●所得補償安心プラン

現在の契約内容

契約型	被保険者	被保険者外とする 被保険コード
型	本人	
型		

◆新規にご加入または契約型を変更(補償をアップ)される場合は、「告知書」が必要となります。後日、「告知書」を郵送いたしますので、記入欄にご自宅のご住所、日中のご連絡先をご記入ください。  
なお、告知いただいた内容によって、ご加入をお断りする場合や特別な条件付きでご加入いただく場合がありますので、予めご了承ください。

契約型	被保険者	職種
S5型	本人	建設業事務 建設業営業 建設業技術 その他 [ ]
(ご自宅の住所) 〒 104-8330 東京都中央区京橋3-13-1 090-1234-5678		※ご自宅の住所、日中のご連絡先をご記入ください。
(日中のご連絡先) 携帯電話番号等	<b>大成 太郎</b>	

パンフレットの記入例を必ずご参照ください

新規(追加)加入、契約型変更(増額プラン希望)の場合、保険会社所定の告知書をご提出いただきます。告知書の送付先(ご自宅の住所)および日中のご連絡先電話番号をご記入ください。

現在の契約内容を変更する(追加申込みを含む)場合には、記入欄に変更後の内容をすべてご記入ください。  
※ご記入のないものは、保険満期日をもって終了となります。

★職種★欄の記入方法についてをご参考のうえ、必ずご記入ください。

## 新・団体医療保険

### ●新・団体医療保険

現在の契約内容

契約型	被保険者(カタカナ記入)	被保険者外とする 被保険コード
A3+A33型	タイセイ タロウ	
B3+B33型	タイセイ ハナコ	
型		
型		
型		
型		

契約型	被保険者(カタカナ記入)	性別	生年月日
A2+A22型	タイセイ タロウ	○ 女	西暦 40年 4月 15日生
B3+B33型	タイセイ ハナコ	○ 女	西暦 44年 1月 1日生
A3+A33型	タイセイ イチロウ	○ 女	西暦 5年 1月 3日生
型			
型			
型			

パンフレットの記入例を必ずご参照ください

新規(追加)加入、契約型変更(増額プラン希望)の場合、保険会社所定の告知書をご提出いただきます。告知書の送付先(ご自宅の住所)および日中のご連絡先電話番号をご記入ください。

現在の契約内容を変更する(追加申込みを含む)場合には、記入欄に変更後の内容をすべてご記入ください。  
※ご記入のないものは、保険満期日をもって終了となります。

### ★職種★欄の記入方法について

被保険者の職種は、以下①～⑩から選択し、番号を記入してください。  
①～⑩に該当しない場合は、具体的な仕事の内容を記入してください。  
ただし、団体傷害保険のファミリー型で加入の場合は、申込本人の職種を記入してください。

- ①一般事務
- ②営業・販売接客
- ③会社・団体の役員・管理職
- ④システムエンジニア
- ⑤技術職
- ⑥土木現場監督
- ⑦ビル管理人
- ⑧警備員
- ⑨ホームヘルパー(介護職)
- ⑩有職者以外(家事従事者・幼児・児童・生徒・学生)

△ 会社員、総合職、自営業、パート、アルバイト等は職種ではありません。  
具体的な仕事の内容を記入してください。

ご提出の前にもう一度ご確認ください  
◆ご記入内容に誤りはありませんか?  
(契約型・氏名・職種・生年月日等)

各事業所指定の提出締切日までに  
ご提出ください

## 確認事項

### ①お手続き方法

次の場合にのみ、加入依頼書を提出してください。

- いずれかの保険に新規加入(申込み)する場合
- いずれかの保険の加入内容を一部変更する場合
- いずれかの保険の一部または全てを解約する場合
- 現在ご加入の保険に追加で申込みする場合

なお、現在ご加入の保険をそのまま継続する場合、現在ご加入がなく今年度も加入希望がない場合には、加入依頼書を提出する必要はありません。

### ②保険証券

大成建設(株)が契約者となっているため、ご加入者の皆様に保険証券は発行されません。加入依頼書の本人控を保管してください。

### ③保険期間途中での変更・解約

- セレノの各種保険は、原則として途中でのご契約変更、退職以外での解約はできません。
- 申込人(加入対象者)が保険期間中に死亡または55歳未満での退職により、団体構成員資格を喪失した場合は、すべての被保険者を含め解約となります。

## 事故の際のご注意点

事故が発生した場合は、所定の書式「通知票」にお分かりになる範囲でご記入いただき、速やかに報告をしてください。「通知票」の用紙が必要な場合は、大成有楽不動産(株)保険部までお申し出ください。

なお、「通知票」は大成有楽不動産ホームページからダウンロードすることもできますので、ご利用ください。

大成有楽不動産(株)保険部 TEL 03-3567-9413 FAX 03-3564-0798  
URL <https://www.taisei-yuraku.co.jp/>

## 損害保険お問い合わせ先

- |                |   |
|----------------|---|
| ○取扱代理店         | 大成有楽不動産(株)保険部<br>〒104-8330 東京都中央区京橋3-13-1 TEL 03-3567-9413            |
| ○引受保険会社        | 損害保険ジャパン株式会社 企業営業第五部第一課<br>〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL 03-3231-4262 |
| ●団体傷害保険(幹事)    |   |
| ●所得補償安心プラン(幹事) |   |
| ●遊遊保険(幹事)      |   |
| ●新・団体医療保険      |   |

〈募集承認年月日〉

2023年1月23日

〈募集文書番号〉

団体傷害保険・遊遊保険・所得補償安心プラン・新・団体医療保険 SJ22-12815